

国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書

税務署受付印

		※整理番号	
<p>提出の日以降は、承認の効力を失います。</p> <p>平成 28 年 8 月 31 日</p> <p>平成 28 年 1 月 1 日以後提出する届出書の場合、「法人番号」欄を記載する必要があります。</p> <p>麴町 税務署長 殿</p> <p>(所轄外税務署長)</p> <p>税務署長 殿</p>	(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 本店又は主たる事務所の所在地	チヨダク カスミガセキ 3-1-1 ----- 千代田区霞が関 3-1-1 (電話番号 03-XXXX-XXXX)	
	(フリガナ) 名称(屋号)	カシミショウジ カブシキガイシャ ----- 霞商事 株式会社	
	法人番号		
	(フリガナ) 氏名 (法人の場合) 代表者氏名	コクゼイ タロウ ----- 国税 太郎 ㊟	
	(フリガナ) 代表者住所 (法人の場合)	チヨダクオオテマチ△-△-△ ----- 千代田区大手町△-△-△ (電話番号 03-YYYY-YYYY)	

次の国税関係帳簿書類について電磁的記録等による保存等を取りやめますので、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第7条第1項の規定により届け出ます。

1 電磁的記録等による保存等をやめようとする国税関係帳簿書類の種類等

帳簿書類の種類		当初の承認を受けた年月日等	保存方法	納税地等(上段) 保存場所(下段)	
根拠税法	名称等				
法人税法	請求書(控)	20年3月31日	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ	千代田区霞が関 3-1-1 千代田区霞が関 3-1-1	
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ	-----	
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ	-----	

(注)「当初の承認を受けた年月日」は、原則として「備付け開始日」又は「書類の保存に代える日」の前日になります。

2 電磁的記録等による保存等をやめようとする理由

(例) EDIの全面的な導入に伴い、書面にて請求書を送付することがなくなったことから、請求書(控)の保存規程を「書面による保存」から「システムから書面に出力せず、システム内のデータを保存してディスプレイから確認を行う」ように変更したので、請求書(控)の保存が不要となった。

3 その他参考となる事項

- ・ H20.4.1 から H23.5.30 までの電磁的記録は、全て書面に出力して保存します。
  - ・ 子会社である大手前商事(株)も同一のシステムを利用し、届出書を同時に提出しています。
  - ・ この届出書に係る担当部署：経理部経理課、電話番号 03-XXXX-XXXX
- 「法第4条第3項の規定による電磁的記録の保存をやめようとする場合の基となった書類の保存の状況」  
(  保存している ・  廃棄した )

税理士署名押印	㊟
---------	---

※ 税務署 処理欄	同時提出申請書				回付先		整理簿
	個人(消費)・資産・資料・法人(消費)・源泉 諸税・酒( )				管理 運営	個人・資産・資料・法人・源泉 諸税・酒・局( )	
	通信日付印	確認印	入力年月日	入力担当者	番号確認	(摘要)	
	年 月 日		年 月 日				